

場合、抽出したデータを患者 ID、日時などで後処理が可能である。また診療情報検索システムの処方歴検索機能で併用薬の一覧をリストできないので、病院診療情報システムで処方歴を閲覧しリストされた併用薬を手入力するか、あるいは診療情報検索システムを利用して、併用される可能性のある薬品名を一品目ずつ入力し処方歴を検索・抽出する必要がある。

#### D. 結論

既に電子化され保存されている情報の切り出しは可能ではあるが、本院で現在提供されている、或いは近日提供される予定の診療情報検索機能では、本研究に利用できる情報を作成するためには、抽出した情報のリンク及び手入力など情報の加工が必要であり相当の労力が必要と考える。特に併用薬の抽出が困難である。電子化されていない副作用情報は、医薬品等安全性情報報告書、カルテの閲覧或いは主治医への問い合わせにより情報を収集する必要がある。

診療情報の抽出、及び院外への持ち出しに関しては、本研究では患者を特定できる情報を含まないので基本的には可能と考えるが、当院ではまだ診療情報の検索機能が提供されていないこともあり、診療情報の取り扱い方法が明確になっていない。現在、医療情報部と連携し、診療情報検索機能のリリースに併せて倫理委員会或いは IRB への申請準備中である。